

# 第2次菊池広域連合 地球温暖化対策実行計画

令和3年2月

菊池広域連合

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

菊池広域連合においても、施設機器の更新を進めること等を始めとして、温室効果ガスの排出量を抑える事で地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

菊池広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「菊池広域連合事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、菊池広域連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

菊池広域連合事務事業編の対象範囲は、菊池広域連合が管理している以下施設の事務及び事業とします。

(ア) 菊池火葬場

(イ) 大津火葬場

(ウ) クリーンセンター花房

(エ) 菊池広域連合消防本部（同一敷地内の菊池広域連合南消防署を含む）

(オ) 菊池広域連合北消防署

(カ) 菊池広域連合西消防署

(キ) 菊池広域連合泉ヶ丘消防署

※菊池広域連合事務局事務所は菊池市管理のため対象外とする。

### (3) 対象とする温室効果ガス

菊池広域連合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### (4) 計画期間

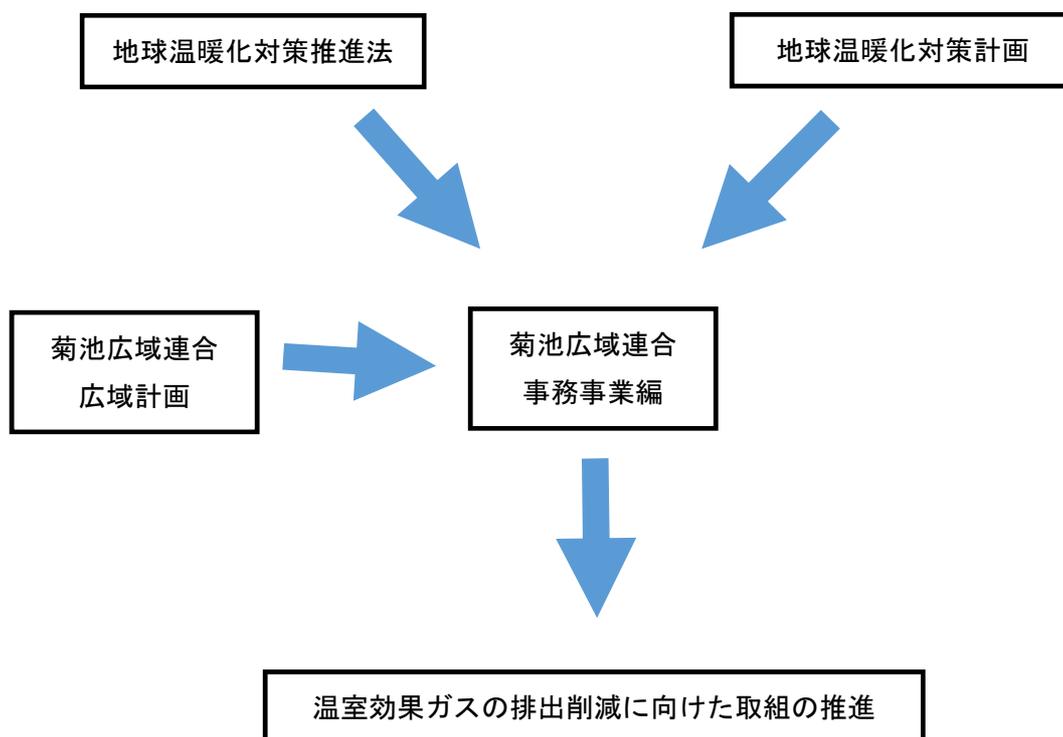
令和 3 年度から令和 12 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の令和 7 年度に計画の見直しを行います。

項 目	年 度									
	R1	...	R3	R4	R5	R6	R7	...	R12	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度	
計 画 期 間			→							

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

菊池広域連合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び菊池広域連合広域計画に即して策定します。

《菊池広域連合事務事業編の位置付け》

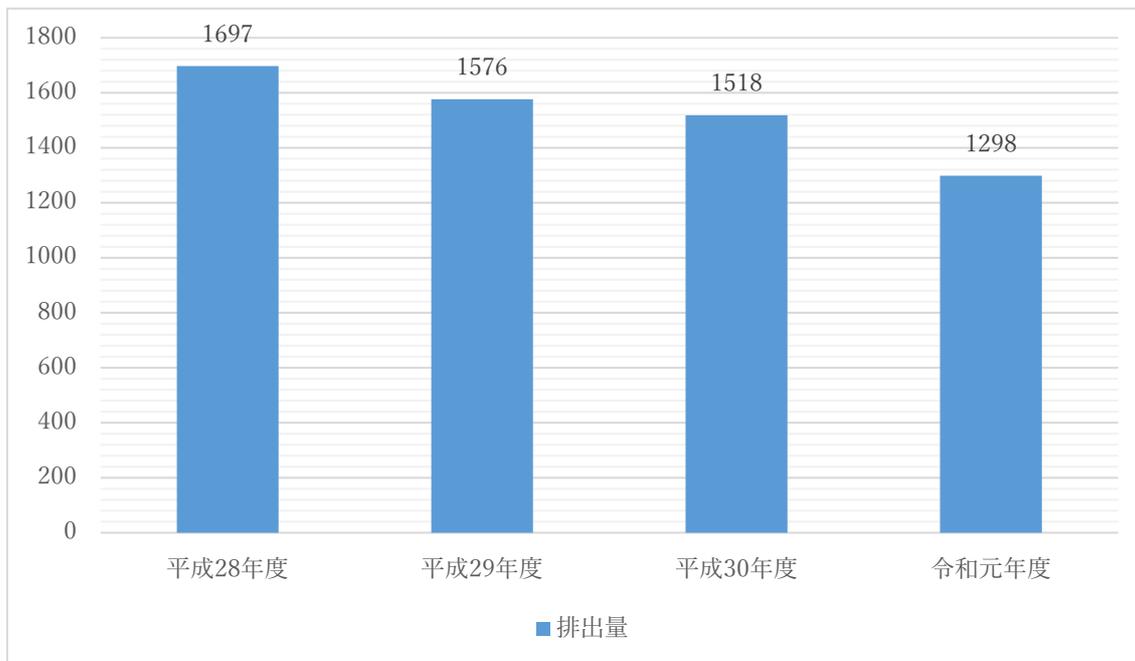


### 3. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

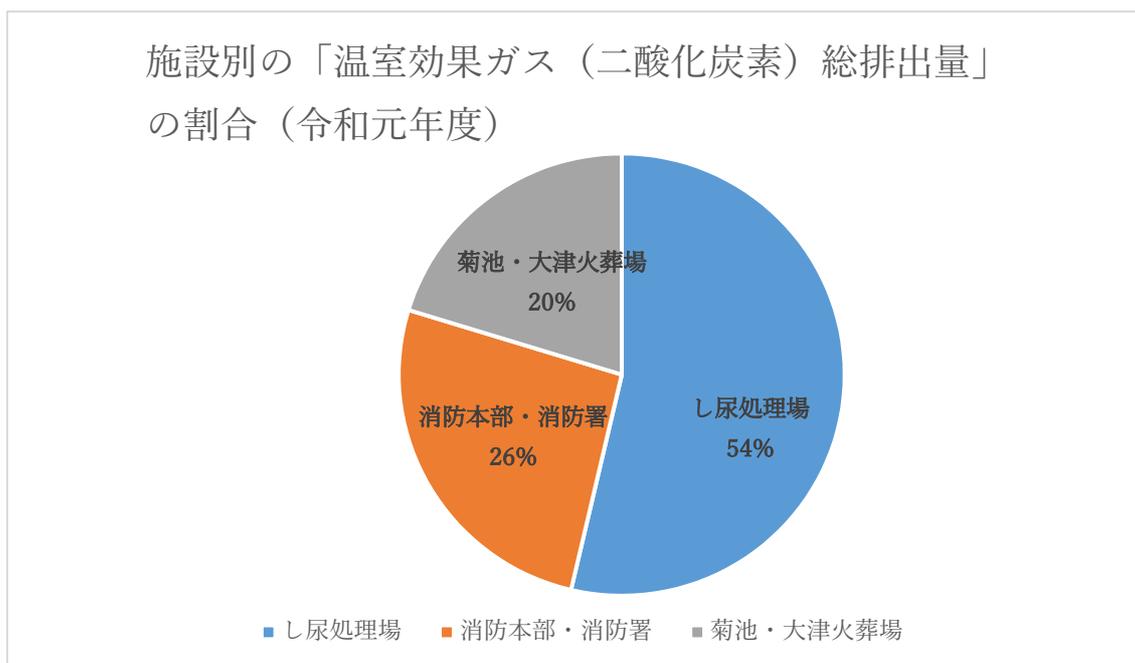
#### (1) 「温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量」の排出量

菊池広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス（二酸化炭素総排出量）」は、基準年度である令和元年度において、1,298t-CO<sub>2</sub>となっています。

なお、電気事業者別排出係数の減少に伴い排出量も年々減少しています。

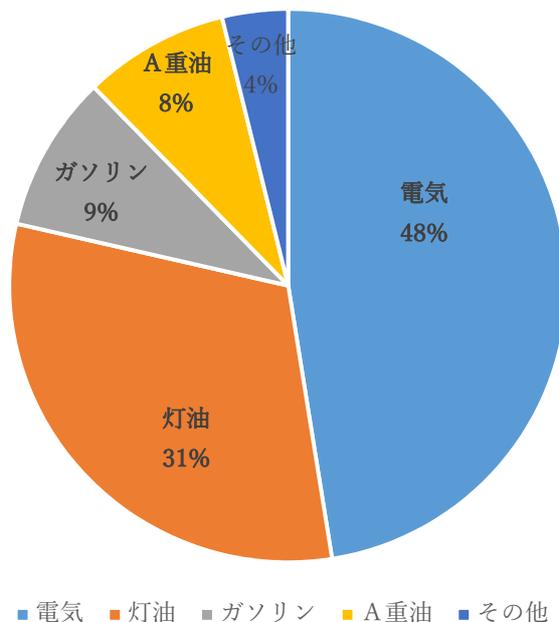


施設別では、し尿処理場が全体の54%を占め、次いで消防本部・各消防署が26%、菊池・大津火葬場20%となっています。



また、エネルギー種別では、電気が全体の48%を占め、次いで灯油31%、ガソリン9%、A重油8%、その他4%となっています。

エネルギー種別の「温室効果ガス（二酸化炭素）  
総排出量」の割合（令和元年度）



#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

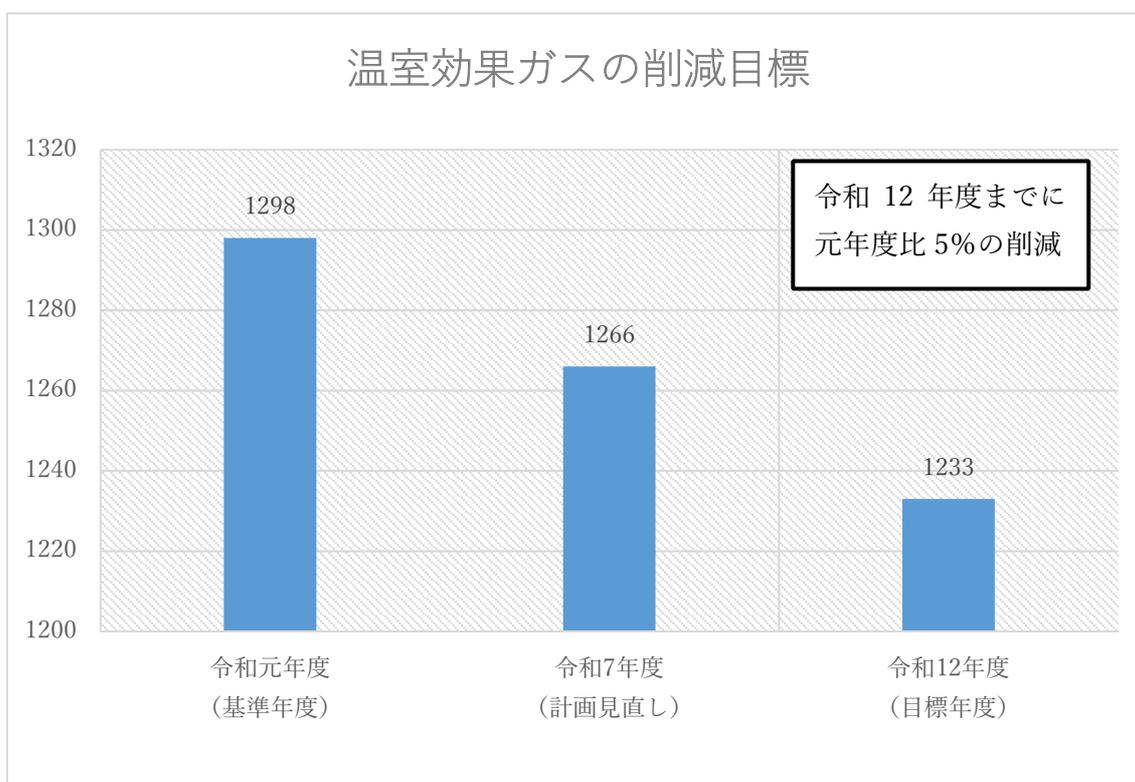
##### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、菊池広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標（実際に達成可能な目標を設定）

目標年度（令和12年度）に、基準年度（令和元年度）比で5%削減することを目標とします。

項目	基準年度（令和元年度）	目標年度（令和12年度）
温室効果ガスの排出量	1298 t-CO <sub>2</sub>	1233 t-CO <sub>2</sub>
削減率		5%



## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ ボイラーや燃料機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・ 自動販売機の照明は消灯します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際にはエネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・ 照明のLED化を進めます。
- ・ 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

#### ③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ 菊池広域連合グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- ・ 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

#### ④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・ 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組めます。
- ・ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ クールビズ及びウォームビズの推進によるエアコンの設定温度の抑制に努めます。
- ・ 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、出来る限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑤ 省資源の推進

用紙類の取扱い、廃棄物リサイクル、物品購入において省資源の推進を図ります。

- ・ 両面コピー・両面印刷を実施します。
- ・ 資料の共有化、電子化を図ることで、ページ数を必要最低限とするよう取り組みます。
- ・ ごみの分別を徹底します。
- ・ プリンターとコピー機のトナーカートリッジを業者回収とします。
- ・ 文具等の購入において、詰め替え可能な商品の購入に努めます。

⑥ その他環境保全等に向けた措置

クリーンセンター花房（し尿処理施設）で発生する汚泥を資源化設備で堆肥化することで産業廃棄物の施設内処理に取り組みます。なお、製造後の堆肥については住民へ配布して農地等に還元します。

## 6. 実行計画の推進体制

### (1) 推進責任者及び推進担当者

事務局長を実行計画の推進責任者とし、推進責任者は、計画の策定・見直し及び計画の推進・点検を行います。

また、実行計画策定部署の事務局総務課及び対象範囲の施設を管理する事務局環境衛生課、消防本部総務課の各課長を実行計画の推進担当者とし、推進担当者は計画の進捗状況を把握しつつ、総合的な推進を図ります。

### (2) 推進体制

実行計画を効果的に推進するため、毎年度、環境衛生課及び消防本部総務課において取組の実施状況及び目標の達成状況を把握し、推進責任者及び推進担当者が出席する会議に報告するとともに、当該会議において点検・評価を行い必要に応じて措置内容や取組手法等を見直します。

また、実行計画並びに目標の達成状況及び点検・評価の結果をホームページで公表するとともに、見直し事項を含めて職員に周知・徹底を図ります。